

25日から

住民基本台帳カードを使って

# 住民票の写しなど自動交付

八月二十五日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の第二次サービスが始まります。全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが取れるなど、住基ネットが一層身近で便利に。今回は、住民基本台帳カード（住基カード）の交付手続きや利用サービスなどを紹介します。

**交付の対象**  
住基カードを交付できる人は、本市の住民基本台帳に記録されている人です。申請者は本人ですが、十五歳未満や被成年後見人の場合は、法定代理人が申請してください。

**種類**  
写真のないAタイプと、自分の写真を付けたBタイプがあります。

カードには、高度のセキュリティ機能備えたICカードを使用。希望で証明書自動交付サービス機能を加えることができます。

また、カード内部に住民票コード以外の個人情報記録されません。

**交付手続き**  
所定の申請書に記入し、必要書類を添えて市民課へ。カード交付時には四けたの暗証番号の入力が必要です。

カード交付にかかる時間は二十分程度。証明書自動交付サービス機能も加えた場合は一時間ほどです。

**交付日時**  
八月二十五日からカードを交付します。時間は午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、混雑を防ぐため、八月二十日から二十四日までカード交付申請の優先予約を行います。予約は市民課へ。

また、八月三十日・三十一日の二日間、休日のカード交付窓口を開設。平日に都合のつかない人は、この機会をご利用

ください。

**交付場所**  
市役所市民課

**交付申請に必要な物**  
本人または法定代理人が窓口で申請する場合  
カード交付申請書（市役所市民課にあります）、印鑑（本人、法定代理人ともに必要）  
顔写真一枚（写真付きのカードを申請する場合のみ。六カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景で縦四・五 × 横三・五 の大きさ。デジタルカメラで撮影した物も可）  
官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）  
法定代理人はその資格を証明する書類（戸籍謄本など）。

申請時に、がない場合は、申請後にそれが本人または法定代理人の意思に基づくものかを確認するため、市から照会書を郵送します。照会書が届いたら、必要事項を記入して市役所市民課へ提出してください。



写真なし(上)写真付き(下)のカード